



第1章 舞鶴市社会福祉協議会 地域福祉活動計画の基本的な考え方

1. 社会福祉協議会の性格と役割

- (1) 社会福祉協議会（以下「社協」と表記）は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのために、地域住民やボランティア、行政、社会福祉・保健機関等と協力して、地域福祉を推進していく民間の組織（社会福祉法人）で、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されており、全国の市町村に設置されています。
- (2) 社協は、地域の住民組織、ボランティア、社会福祉事業を行う関係者などの参加、協力を得て、地域福祉活動・事業の組織化を担うことを大きな特徴としており、社会福祉法人組織としての民間の自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という、2つの側面をあわせもった組織です。
- (3) 社協は、地域社会をより住みやすくしていくために、その地域で暮らす方々と意見を交換し合い、生活・福祉課題を解決・改善するための既存の自主的活動や新たな取り組みを創造していく過程をお手伝いすることを目指しています。
あくまでも、主人公は地域に住んでいる住民のみなさんということになります。
- (4) 舞鶴市社会福祉協議会（以下「舞鶴市社協」と表記）は、社協会員による会費をはじめ、共同募金の配分金、京都府社協等からの事業費助成金、舞鶴市からの補助金・委託金を主要な財源として、非営利の地域福祉活動・事業を展開しています。

2. 舞鶴市社協地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」と表記）とは

地域福祉活動計画とは、舞鶴市における地域福祉推進の中心的な担い手である舞鶴市社協が、広く住民の参画を得て、「住民主体で地域福祉を実現していくための理念と中・長期計画を含めた基本目標を定め、それらを計画的に達成していくために体系的に組み立てた民間の地域福祉実践・行動計画」です。

また、地域福祉活動計画は、各年度ごとに立案する年次事業計画・予算のベースともなるものです。

3. 地域福祉活動計画策定の背景

舞鶴市社協は、1952年8月20日に発会しています。1968年4月15日に社会福祉法人の認可を受けて以来、自らの使命と役割を『地域社会の中で、人とひととのつながりあいと助け合いの気運を高め、全ての人々が人間としての当たり前の生活を送ることができるよう、生活面、福祉面における条件整備をどのようにして図るのか』と定め、福祉コミュニティづくりや地域福祉ネットワークづくりをとおして、関係機関・団体等と協力しあって、地道にかつ柔軟に社会福祉ニーズに対応してきました。

しかし、今日の状況下では、個々の組織・団体・機関や社会福祉施設が、当事者（注・高齢者、障がい者等）やその家庭の自立生活の営みを可能とするような社会的支援体制の整備を図ろうと努めても、それぞれがもつ機能を発揮するだけでは、問題解決を図ることは極めて困難になってきています。

だからこそ、地域での住民同士のつながり、ネットワーク活動といった地域社会の中で当事者等を支える地域福祉活動に期待が集まり、その実践が求められているのです。

こうした現状をふまえ、新たな事業展開も含めた計画的・体系的な地域福祉活動を積極的に実践していくため、この度、地域福祉活動計画を策定することとしました。

4. 地域福祉活動計画策定の目的

舞鶴市社協では今日まで、市民の皆様、民生・児童委員協議会（以下「民児協」と表記）、ボランティ

アセンター登録グループ、社会福祉施設関係者等の協力により、様々な生活支援や福祉課題の改善、解消に向けた先駆的、開拓的、自主的な社会福祉活動や事業を展開してきました。

この実績と成果をふまえ、時代に即した福祉ニーズを再確認する中で、これまで推進してきた地域福祉活動の見直しを行うとともに、自治連・区長連協議会、民生・児童委員協議会、社会福祉施設、ボランティア等との連携をさらに強め、協働事業等を積極的に展開することが求められています。

こうした中で、あらためて住民に対し「地域福祉の推進には人とひととのつながりが大切であること」を訴え、住民とともに課題の解決に向けた取り組みを年次目標に定め、計画的に推進していくための指針とすることが計画策定の目的です。

さらに、地域福祉活動計画の策定を通じ、それにふさわしい組織、活動、事業、財政体制を整えることに努力し、舞鶴市社協としての姿勢と方向性を社会に発信していかなければならないものと考えます。

5. 地域福祉活動計画の策定手法と内容

(1) 計画の策定手法

以下の事項を本計画に盛り込むことに努めました。

- ① 舞鶴市社協をとりまく状況と課題（第2章）とその将来の動向をふまえること。
- ② 市民、当事者と民生・児童委員を対象とした2つのアンケートを実施し、アンケートに表明された生の声を集約する中で、これらの切実で率直な、生活、福祉の現状と課題や価値観、意識を可能なかぎり計画に反映させること。
- ③ 当事者を含め、活動計画策定委員会・調査研究部会の委員全員の忌憚のない意見や想い、さらには積極的な提案を最大限に汲みとり、本計画に盛り込むことを目指すこと。
- ④ 社協が、「地域福祉の推進を目指す民間の自主的な非営利組織である」ということをふまえること。
- ⑤ 地域住民が、「地域福祉づくりの主人公」であるという視点に立脚し、住民主体の「小地域福祉活動」への参画を目指すこと。
- ⑥ 本計画を推進する社協の組織、財政基盤の充実計画、行政への提言、ソーシャルアクション機能を含めた行動計画とすることを本計画に盛り込むことを目指しました。

(2) 計画の内容

舞鶴市社協にとって初めての試みである今回の地域福祉活動計画内容の特徴は次のとおりです。

- ① 従来から実施している事業体系を活動計画体系に再編成し、あらためて既存事業の目的や成果、課題を明確にしたこと。
- ② 地域にお住まいの方、民生・児童委員、主任児童委員のアンケート調査結果による、貴重な意見を計画に反映することができたこと。
- ③ 計画に基づく事業展開を進めていく過程において、状況の変化に見合ったニーズを把握し、その時々に対応できる事業推進計画となるよう必要に応じ計画の見直しを行うこととしたこと。

※アンケートの意見集約の概要は、12～18ページを参照

6. 舞鶴市地域福祉計画との関係

舞鶴市においては、2007年度に「舞鶴市地域福祉計画」策定され、本年度、この計画の見直しが行われており、社協が策定する地域福祉活動計画に基づく事業実施にあたっては、今後とも両計画の整合性が保てるように調整を図ります。